

神戸市療育ネットワーク会議「第5回 就学前の発達の気になる子どもの支援体制検討会議」

(日時)令和3年7月 29 日(木)15:00～

(場所)三宮研修センター 705 会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 題 テーマ 「 就学時のつなぎ・情報連携について 」

(1) 就学相談について

(2) 就学先への情報共有について

3. 閉会

資 料

資料1 特別支援教育にかかる就学相談について

資料2 様々な学びの場についての説明資料(保護者説明用)

資料3 就学相談会(試行) 実施報告

資料4 [文部科学省]「障害のある子供の教育支援の手引」より抜粋

資料5 個別の教育支援計画(ネットワークプラン)(案)

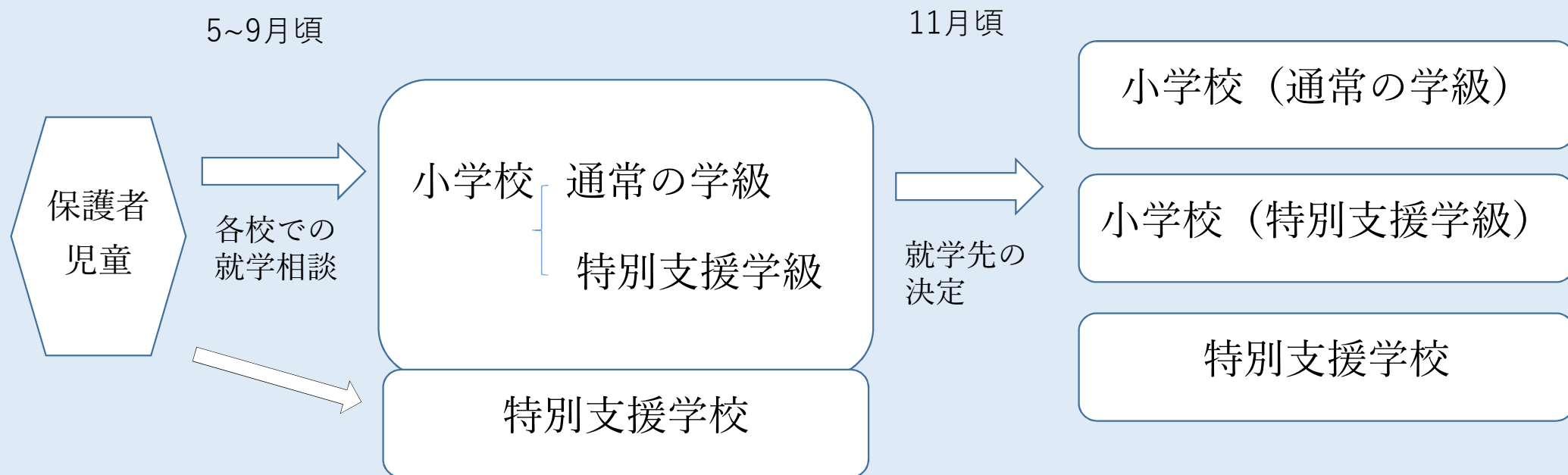
資料6 (参考)「サポートブックの作り方・使い方ガイド(幼児・低学年用)」抜粋

資料7 第4回 就学前の発達の気になる子どもの支援体制検討会議(令和3年3月 25 日)の議事要旨

[参考] 神戸市療育ネットワーク会議／就学前の発達の気になる子どもの支援体制検討会議(概要)

特別支援教育にかかる 就学相談について

これまでの就学相談



就学相談に関する課題

1.保護者からに就学相談において、特別支援に関する内容が増加している。
内容も多様化、専門化している。

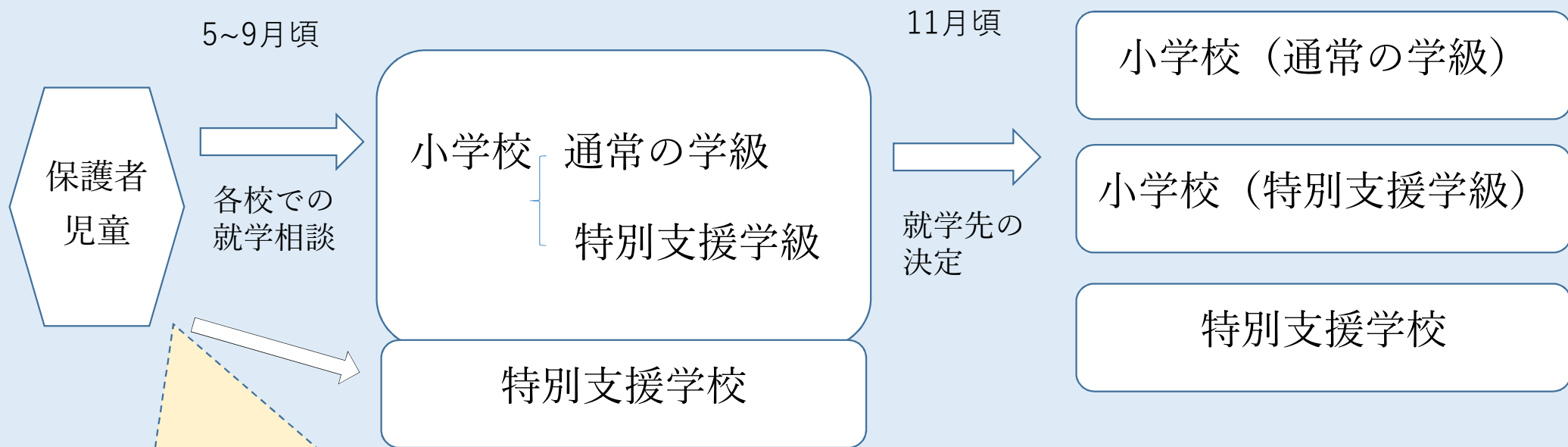
※医療的ケア、難病や臓器移植、知的な遅れのない自閉スペクトラム症など

⇒就学前の児童の情報を的確に集約し、就学後の継続した支援に生かす。

2.これまで以上に就学相談時に本人、保護者に対して就学に関する十分な情報提供（通級による指導、特別支援学級、特別支援学校など多様な学びの場について）を行なう必要がある。

⇒学校での就学相談の前に多様な学びの場について、十分な情報提供を行う。

令和3年度 個別就学相談の試行実施

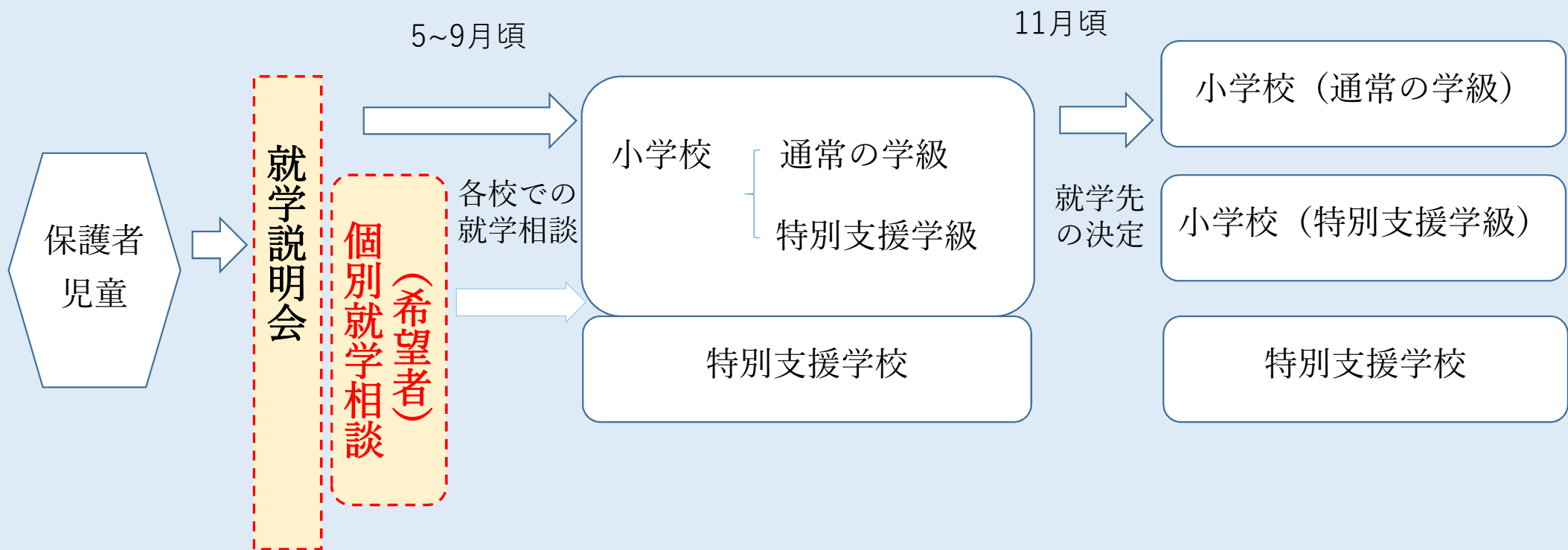


療育センター3園 〔①, ②は別日〕

①事前説明会

②個別就学相談 (希望者) 各園で2~5日間実施

令和4年度からの就学相談（案）



もうすぐ1年生

様々な学びの場について 一緒に考えましょう

神戸市の制度や環境の整備について、くわしくお伝えします。

神戸市教育委員会事務局
特別支援教育課



特別支援学校

主な内容

1. 障害種別ごとに**部門**が設置されています。
2. 学校ごとに**通学区域**が決められています。
3. 子供の実態に応じた、**特別な教育課程**を編成します。
4. **4つの形態**で給食を提供します。
5. 居住地の小学校で**交流及び共同学習**を行うことができます。
6. **学びの支援ネットワークプラン**、**個別の指導計画**を作成します。

1. 部門について

視覚障害部門	市立盲学校、県立視覚
聴覚障害部門	県立神戸聴覚
知的障害部門	灘さくら、友生、青陽須磨、いぶき明生、青陽灘高等特別 県立神戸、県立芦屋、県立のじぎく
肢体不自由部門	灘さくら、友生、青陽須磨、いぶき明生、 県立神戸、県立芦屋、県立のじぎく
病弱部門	友生支援学校みなと分教室

※部門で迷われる場合は、入学までに見学会や体験入学で学校と相談しましょう。

3. 特別な教育課程について

特別支援学校の教育課程

自立活動

各教科等

合わせた指導

1学級6人(または3人) = 担任1名

他に、学校には支援専門員等、専門性のある多職種の職員がいます。

本人の成長に合わせ、教科用図書を決めます。
一般図書や☆印本といって、内容を分かりやすくしたものや図鑑や絵本などが教科用図書として認められています。



各教科等を合わせた指導について

●日常生活の指導

児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動について、知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等を踏まえながら計画的に指導するもの。

●遊びの指導

遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していくもの。

●生活単元学習

児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実際的・総合的に学習するもの。

●作業学習

作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものである。

5. 交流及び共同学習について

(1) 地域校交流のねらい

特別支援学校の児童生徒と小・中学校の児童生徒が、さまざまな活動を共にすることを通して、友情関係を築くとともに障害に対して正しく理解できる機会をつくる。



特別支援学校



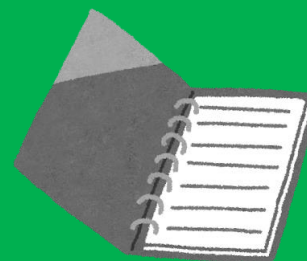
居住地校

6. 学びの支援ネットワークプラン・個別の指導計画について

【学びの支援ネットワークプラン】

引継ぎのために、保護者の協力を得て作成します。

就学前に作成し、小学校に持っていくことができます。



【個別の指導計画】

日々の学習のために学校が作成します。



特別支援学級

主な内容

1. 障害種別ごとに学級が設置されています。
2. 児童の実態に応じた教育課程を編成します。
3. 通常の学級との交流及び共同学習で学ぶ時間を設定します。
4. 学びの支援ネットワークプラン、個別の指導計画を作成します。
5. その他

1. 障害種別について

知的障害学級

自閉症・情緒障害学級

肢体不自由学級

難聴学級

病弱・身体虚弱学級

1学級8人=担任1名

担任者研修等で学んでいく
教員が担当します。

※種別で迷われる場合、主たる障害をどうするか、
教育課程はどうか、などを学校と相談しましょう。

2. 実態に応じた教育課程について

小学校の教育課程

各教科等



特別支援学校の教育課程

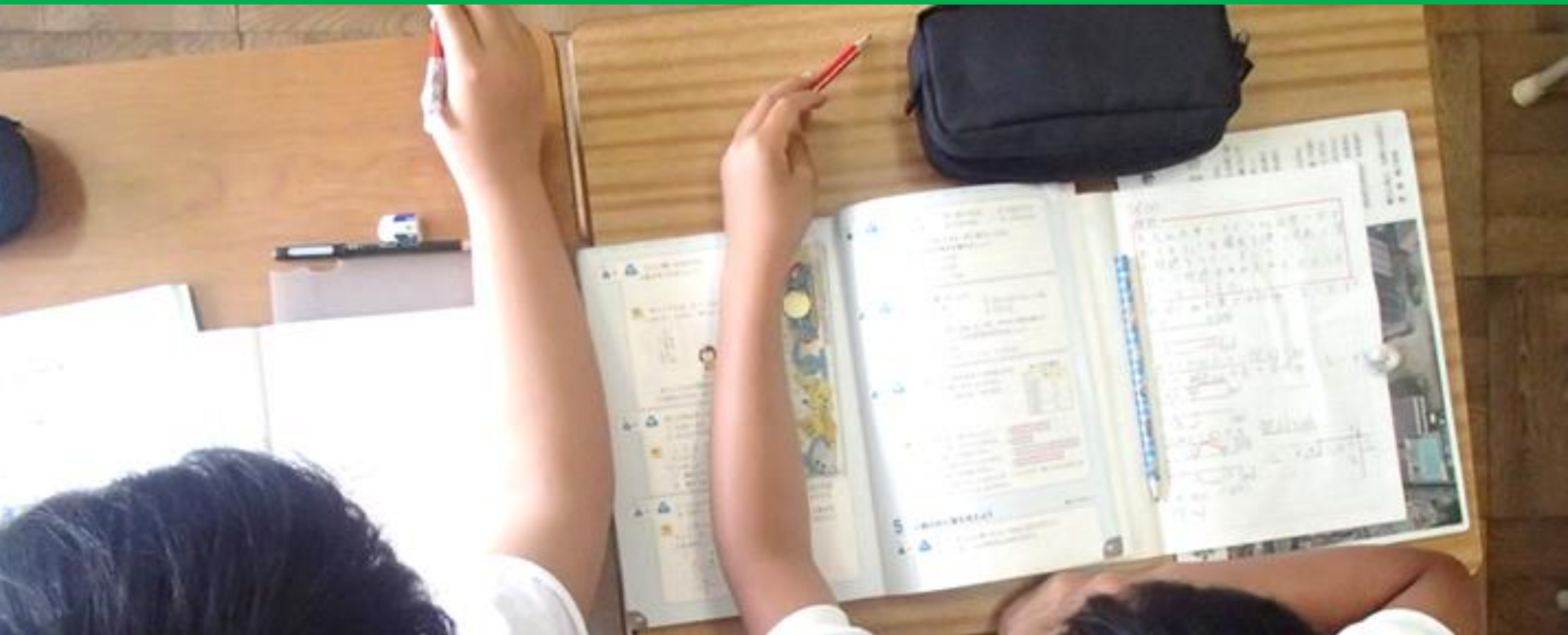
自立活動

各教科等

合わせた指導

これらを組み合わせて教育課程を編成します。本人の理解の状態に合わせて、教科用図書を決めます。検定教科書は当該学年の内容のもの。他に、☆印本や一般図書といって、内容を分かりやすくしたものや図鑑や絵本などが教科用図書として認められています。





通常の学級

主な内容

1. 多くの子供たちで意見交換しながら学習をすすめて、各教科等の力を身につけます。
2. **通級指導教室**を活用することにより、担任等と相談しながら、**本人の課題への特別な指導**を行います。
3. 必要に応じて、学びの支援ネットワークプラン、個別の指導計画を作成します。

2. 通級指導教室について

① 拠点校通級指導教室

・きこえとことばの教室 8教室

・そだちとこころの教室 6教室

② 自校通級指導教室

きこえとことばの教室

難聴

言語障害

発達障害・LD・ADHD

情緒障害

そだちとこころの教室

■通級指導教室でそれぞれの目標に応じた指導を受けます。

「特別な教育課程」として認められており、拠点校通級指導教室で指導を受ける場合も、出席扱いです。

■担当者は教員です。

■学習の補充をするものではありません。

例えば、コミュニケーションや人間関係の形成、気持ちのコントロール、集団での過ごし方、見る・聞くなどの力を伸ばすことを目的とし、個別もしくは、小グループでの指導を受けます。

■治療的なかかわりではなく、その子の得意なことや個性を大切にし、安心感や自己肯定感を高めることなども目標にしています。



医療的ケア

学校において、医療的ケアを実施することで、可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うことを目標としています。

1. 医療的ケアの範囲

- 口腔内喀痰吸引
- 鼻腔内の喀痰吸引
- 気管カニューレ内の喀痰吸引
- 胃ろう・腸ろう経管栄養
- 経鼻経管栄養
- ・ 気管切開部からの吸引
- ・ 気管切開部の管理
- ・ 人工呼吸器の管理
- ・ 酸素療法
- ・ 導尿 など

●は、「**特定行為**」といい、医療的ケアを行っている特別支援学校の認定された教職員が実施できます。
医療的ケアは、お子様の状態や医療的ケアの内容など、個別性が高いため、実施可能かどうかは個別に判断します。



合理的配慮

障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

1. 合理的配慮の申し出

- 学校生活に必要な教具や教材について、個人の持ち物を学校で使用したい。(例:机、いす、斜面台等)
- 座席位置を配慮してほしい。
- タブレット端末を持ち込みたい。
- 教室の入り口にスロープを設置してほしい。
- イヤマフを使用したい。 など

地域校の教育環境は学校によって様々です。
学校との協議の上、可能な範囲で合理的配慮が可能になります。エレベーターの設置など、大きな改修は難しいことが多く、代替手段を検討することもあります。





難聴児への支援

2. 難聴学級の教育課程

(1) 神戸祇園小学級

たけのは学級では、主に国語と算数の学習をします。一人一人のきこえの特徴をつかみ、課題を明確にして、言葉を大切にした少人数指導を行っています。

また、交流学級では、国語と算数以外の授業の他、朝の会、帰りの会、そして給食や掃除の時間等、1日の多くの時間を交流学級の友達と一緒に過ごします。交流学級で受ける授業については、「見て分かる」ように授業者の先生が工夫をしています。

言語聴覚士の指導で、月に2回程度、「きこえとことば」に関する個別指導を行っています。聴力検査や聴覚管理、言葉や発音の練習なども行います。学年に応じ、オーゾグラム（聴覚図）の書き方なども学びます。

(2) 湊翔楠中学級

難聴学級では、防音設備の整った教室で、国語・数学・英語・音楽を各教科担当の教師より教わります。少人数で学ぶことができるため、それぞれの力に応じたきめ細かい指導が受けられます。通常学級と同じ教科書、同じ進度で学びます。

【交流学級での授業】

その他の教科は、交流学級で多くの友達と一緒に学びます。教師は口の動きがよくわかるように話したり、板書を多く取り入れたりしています。サポートの教師がつく場合もあります。1日の大半は交流学級で過ごし、学校行事や学級活動にも交流学級の生徒と力を合わせて取り組みます。



弱視児への支援

2. 盲学校の教育課程

盲学校では、視覚に困難があっても学習を進めることができるように、点字や視覚補助具の使い方を学びます。

また、将来にわたって自立した社会生活ができるように、情報機器の操作や日常生活動作など、一人一人のニーズに合わせた教育課程を組みます。

(例) からだの授業・食育・触察・作業学習など



病弱児への支援

1. 就学先の決定

(1) 院内学級

- ①神戸祇園小学校院内学級（神戸大学医学部附属病院）
- ②湊翔楠中学校院内学級（神戸大学医学部附属病院）
- ③友生支援学校みなと分教室（兵庫県立こども病院）

(2) 病弱学級

地域の小・中学校に病弱学級を設置する場合があります。

令和4年度就学児への 就学相談会（試行）実施報告



令和4年度就学予定児童の就学相談(試行)について

1. 療育センター(※)において、就学についての保護者向け説明会を実施しました。

日 程:4月19日~23日

担当者:特別支援教育課指導主事・インクルーシブ相談員

(※)まるやま学園・ひまわり学園・のぼら学園の3園

2. 療育センターに在籍する児童と保護者への個別の就学相談会を実施しました。

日 程:5月10日~5月20日 対象人数:合計 77名

担当者:特別支援教育課指導主事・インクルーシブ相談員・教育相談室相談員

就学相談シート

※該当しない項目は空欄にておいてください。

(記入日:令和 年 月 日)

(ふりがな)				男 女	生年月日	平成 年 月 日生 年齢(歳)
お子さんの名前				所属先 (療育センター)		
保護者名				居住区の小学校		
現在検討している 就学先	通常学級(通級)・特別支援学級・特別支援学校			小学校		
診断名				医療 機関		
手帳	療育手帳(A ・ B1 ・ B2)			身体障害者手帳(種 級)		
発達検査	検査名			実施結果 (IQやDQの数値など)		
	実施機関			(年 月頃)		
医療的ケア						
難聴	聴力	右()dB・左()dB		補聴器装用 ・ 人工内耳装用		
視覚障害	視力	右()・左()		視機能障害	ある ・ ない	

お子さんの現在の様子について

得意なこと 好きなこと 興味のあること	具体的にお書きください。					
苦手なこと 嫌いなこと	具体的にお書きください。					
食 事	自立 ・ ほぼ自立 ・ 部分介助 ・ 全面介助					
	偏食	ない ・ ある ()				
	アレルギー	ない ・ ある ()				
	食事形態	通常食 ・ きざみ ・ ミキサー ・ その他 ()				
排 泄	自立 ・ ほぼ自立 ・ 部分介助 ・ 全面介助					
移 動	自立 ・ ほぼ自立 ・ 部分介助 ・ 全面介助					
	移動の様子や配慮が必要なことがあればお書きください。					

お子さんの気になる行動について、ご記入ください。

①視線が合う。	はい ・ 時々ある ・ いいえ
②場にそぐわない大きな声を出すことがある。	はい ・ 時々ある ・ いいえ
③漢字・マーク・駅名など特定のものへの執着がある。	はい ・ 時々ある ・ いいえ
④動きが激しく落ち着かず思ったらずぐ行動する。	はい ・ 時々ある ・ いいえ
⑤自分の身体の一部を叩いたり、噛んだりする。	はい ・ 時々ある ・ いいえ
⑥指示や禁止が分かる。	はい ・ 時々ある ・ いいえ
⑦手のひらや紙などをひらひらさせる。	はい ・ 時々ある ・ いいえ
⑧相手の言った言葉を繰り返す。	はい ・ 時々ある ・ いいえ
⑨音や光、感触等に対して過敏である。	はい ・ 時々ある ・ いいえ
⑩ハサミで曲線や斜線を切れる。	はい ・ 時々ある ・ いいえ
⑪じっと座ってられる。	はい ・ 時々ある ・ いいえ
⑫順番を待てる。	はい ・ 時々ある ・ いいえ
⑬思い通りにならなくても我慢できる。	はい ・ 時々ある ・ いいえ
⑭一人遊びが多い。	はい ・ 時々ある ・ いいえ
⑮日課や手順の変更を受け入れられる。	はい ・ 時々ある ・ いいえ
⑯初めての場所でも対応できる。(すぐ慣れる)	はい ・ 時々ある ・ いいえ
⑰耳ふさぎの行動が見られる。	はい ・ 時々ある ・ いいえ
⑱危険と思われる行動がある。	はい ・ 時々ある ・ いいえ
⑲一方的に話すことが多い。	はい ・ 時々ある ・ いいえ
⑳人見知りがある。	はい ・ 時々ある ・ いいえ

配慮してほしいこと(専門機関の助言等を含む)

就学に向けて、相談したいことや気になることをご記入ください。

同意書

令和3年 月 日

作成した「就学相談シート」を学校へ引き継ぐことに同意します。

保護者名

就学相談会の内容

- 子供の状況
- 保護者の願い
- 学びの場の説明
 - ・ **特別支援学級**
学級編制
教育課程、時間割、交流及び共同学習
 - ・ **特別支援学校**
学級編制、専門性
教育課程、時間割、交流及び共同学習
 - ・ **通常の学級**
教育課程、教科書、交流及び共同学習
 - ・ **通級による指導**
- 通学、給食、医療的ケアなど
- 就学先決定までの流れ

面談イメージ



保護者対応 2名
子供の対応 1名

3. 就学先決定までのスケジュール

<6月初旬>

- ・順次、相談会での情報(就学相談シート)を校区の小学校・特別支援学校へ情報提供しました。

保護者同意の上、情報提供は紙面で行いました。

<6～9月頃>

- ・学校見学の後、各校において就学相談を実施。

<～11月頃>

- ・就学先の決定。

(保護者には11月中下旬の就学時健康診断までに決定するよう伝えていきます。)

4. 就学相談会(試行) まとめ

(1)対象者数と内訳

	対象者数	内訳(複数該当あり)									
		療育手帳 A	療育手帳 B1	療育手帳 B2	身体障害者 手帳(難聴を 除く)	医療的 ケア有	自閉スペク トラム症	手帳なし	難聴	病弱	診断・手帳 なし
3園合計	77	18	29	21	16	6	41	6	2	0	2

(2)就学先の希望

	就学先希望				
	特別支援学校	特別支援学級	通常学級	複数回答 (決めていない)	計
3園合計	20	21	4	32	77
割合	26%	27%	5%	42%	

5. 保護者アンケートより

○説明が分かりやすく、丁寧に教えてもらいよかった。

○なかなか想像がつかなかった学校生活の様子が見えてきて、安心しました。

○プライバシーのことがあるので、難しいかもしれませんが、学校の様子の写真や授業の様子があれば、イメージしやすかったです。

○時間割や教科書など、知らなかったことを教えていただき、参加して良かったです。一人ではなかなか就学を決断するのは難しいので、こういった相談できる機会はずごくありがたい時間でした。

○限られた時間の中で、子供の様子もしっかり見てくださり、的確にアドバイスいただくことができ、本当によかった。しっかり母の思いをくんでくださり、不安が取り除かれてとてもよかった。 他、さまざまな意見がありました。

[文部科学省] 「障害のある子供の教育支援の手引」より抜粋

1.1 情報の引継ぎ

(1) 個別の教育支援計画等の作成

市区町村教育委員会は、原則として翌年度の就学予定者を対象に、**入学前までに**、それまでの支援の内容、その時点での子供一人一人の教育的ニーズを踏まえた教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容等について、**保護者や認定こども園・幼稚園・保育所や、医療、福祉、保健等の関係機関と連携して、個別の教育支援計画等として整理する。**これは、**就学後に学校が作成する個別の教育支援計画の基となるものであり、就学先の学校に引き継ぐものとする。**その際、既に認定こども園・幼稚園・保育所や、医療、福祉、保健等の**関係機関が個別の支援計画やそれに類似した計画等を作成・活用している場合は**、保護者の協力を得ながら、既存の計画等の関係資料を、早期からの一貫性や一覧性が高く関係機関等との間の情報共有が容易なファイル（「相談支援ファイル」等）の形でとりまとめ、適宜就学に関する情報を追加するなど、**計画作成の作業負担の効率化を図ることも有効である。**

なお、個別の教育支援計画については、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（平成30年8月27日付け30文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知）が発出されており、その作成にあたっては、当該児童生徒等又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図ることが学校教育法施行規則に明記されている。

また、個別の教育支援計画に係る教育と福祉の連携については、「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について（事務連絡）」（平成24年4月18日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）が発出されており、これらを踏まえ、障害児相談支援事業所等において作成される障害児支援利用計画等との連携を図ることも重要である。

(2) 個別の教育支援計画の活用方法や盛り込まれるべきもの

「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議（報告）」（令和3年1月）においては、小中学校等の特別支援学級や通級による指導で様々な指導を受けていた生徒が、高等学校において指導を受けるに当たって、小中学校等での指導や合理的配慮の状況などが十分引き継がれていないとの状況が散見されることから、「個別の教育支援計画」やこれまで各地域で共有されてきた関連資料を活用し、小中学校等での指導を高等学校での指導につなげていくことの重要性が指摘された。さらに、個別の教育支援計画について、共通して引き継がれるべき事項をより明確にするとともに、統合型校務支援システムの活用を図るなど、項目の標準化に向けた指摘があることも踏まえ、教育のデジタル化の動向に沿った環境整備の必要性が指摘された。

それらを踏まえ、国からは、「個別の教育支援計画の参考様式について（事務連絡）」（令和3年6月30日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）を发出しており、これを参考とし、各学校や地方公共団体において定めている「個別の教育支援計画」の様式を、可能な限り域内においてより標準化し、充実する方向で活用し、担任や学校等が変わっても、教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容の提供が、切れ目なく確実に引き継がれるよう努めていくことが重要である。

（3）個別の教育支援計画の作成過程における留意点

認定こども園・幼稚園・保育所等において個別の教育支援計画等が作成されている場合は、それらとの整合性や一貫性をもって作成するよう努めることが必要である。

就学移行期に作成される個別の教育支援計画は、就学先となる学校や学びの場を検討していく過程において作成されていくものである。その際、認定こども園・幼稚園・保育所等における子供の状況等を踏まえ、就学先となる学校や学びの場の教育支援につながる内容等が含まれることが重要である。また、作成には、専門機関等の関係者や保護者も参画して、就学時点における支援だけでなく、その子供に対する長期的な展望に立った支援の方針や方向性に対する共通理解を得ながら作成されるものとなるように共通認識が醸成されることが期待される。

このように、個別の教育支援計画は、就学前の支援を引き継ぎ、教育相談の過程を経て作成され、新たな就学先における支援の内容の充実を図るものである。したがって作成後は、本人及び保護者の理解を得た上で、着実に就学先に引き継がれていくことが必要である。

第4章 就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス

1 基本的な考え方

就学時に、小学校段階6年間、中学校段階3年間の学校や学びの場が固定されてしまうわけではない。就学後の学びの場をスタートにして、可能な範囲で学校卒業までの子供の育ちを見通しながら、小学校段階6年間、中学校段階3年間の就学先となる学校や学びの場の柔軟な見直しができるようにしていくことが必要である。

そのためには、子供一人一人の発達程度、適応の状況、各教科等の学習の習得状況、自立活動の指導の状況、交流及び共同学習の実施時間数の状況等を勘案しながら、学びの場の変更や転学ができることを、保護者を含めた全ての関係者の共通理解とすることが重要である。その上で、市区町村教育委員会が定期的に教育相談を実施し、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づく関係者による会議などを行い、それらの計画を適切に評価しながら、対象となる子供の教育的ニーズの整理と必要な支援の内容を検討・確認し、必要に応じて教育支援委員会等の助言を得つつ、就学先となる学校や学

個別の教育支援計画 (ネットワークプラン)(案)

記入日(西暦)		年		月		日	
記入者	保護者 支援者						

フリガナ			性別		生年月日	西暦									
名まえ						年		月		日			歳		
保護者名			連絡先 (TEL)				学校園名								
住所	区											家族構成			
診断等					診断日					診断機関 (診断者)					
					診断日										
	手帳の種類	療育手帳	A	B1	B2	精神障害者保健 福祉手帳	級	身体障害者手帳	種	級	手帳なし				
	最新の検査種類						検査年月日			年		月		日	
検査結果						検査機関									
医療・療育の 情報	医療機関				担当医					服薬の 状況や通院 の頻度等					
					担当医										
					担当医										
	療育機関 通級指導教室 等				担当					通所の頻度 療育の内容 通級の期間 等					
					担当										
					担当										
	児童発達支援 事業所等の 利用		事業所名				利用している曜日								
			事業所名				利用している曜日								
			事業所名				利用している曜日								
			事業所名				利用している曜日								
その他 習い事等															
本人・保護者 の希望															
長期目標 (3年を見通 した目標)															

引き継ぎ たいこと 知ってほし いこと 等	日常生活	着替え・排泄・食事・移動など
	言語面	ことばの理解や気持ちの表現、コミュニケーションなど
	運動面	歩行や姿勢の保持、動作の模倣、手や指先の動きなど
	社会性・ 対人関係	遊び、社会のルールの理解、集団生活への参加、行動の見通し、他者への関りなど
	行動の特徴	こだわりや関心のあること、多動性や衝動性、危険の認知など
	好きなこと・ もの	
	きれいなこと・ もの	
その他		
3年目の 評価		
	評価日(年 月 日) 記入者()	

個別の教育支援計画 (ネットワークプラン)(案)

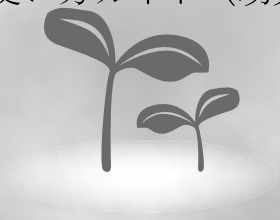
現在、保育所年長クラス。小学校へ引き継ぎ予定の例

記入日(西暦)	2020	年	10	月	25	日
記入者	保護者 支援者					

フリガナ	ヌノビキ ハーブ		性別	男	生年月日	西暦	年	3	月	15	日	5	歳
名まえ	布引 ハーブ					2015							
保護者名	布引 ウミエ		連絡先 (TEL)	090-xxxx-△△△△			学校園名	ハーバーランド保育所					
住所	中央区 西川崎町 〇〇〇 〇〇						家族構成	母 本人 妹(3歳)					
診断等	自閉スペクトラム症			診断日	2018.12.10			診断機関 (診断者)	神戸市〇〇療育センター				
				診断日				診断機関 (診断者)					
	手帳の種類	療育手帳	A	精神障害者保健 福祉手帳	級	身体障害者手帳		種	級	手帳なし			
	最新の検査種類	新版K式発達検査2001				検査年月日	2020	年	9	月	2	日	
	検査結果	DQ35				検査機関	神戸市〇〇療育センター						
医療・療育の 情報	医療機関		もりのなかま診療所		担当医	△△医師		服薬の 状況や通院 の頻度等	ST 月に1回				
					担当医								
					担当医								
	療育機関 通級指導教室 等		神戸生田教室		担当	〇〇先生		通所の頻度 療育の内容 通級の期間 等	2020.6~				
					担当								
					担当								
	児童発達支援 事業所等の 利用		事業所名	■■ランド			利用している曜日	月・火					
			事業所名	〇〇の森			利用している曜日	木・金					
			事業所名				利用している曜日						
			事業所名				利用している曜日						
その他 習い事等	スイミング(毎週水曜日)												
本人・保護者の 希望	地域の学校の特別支援学級で友達と一緒にできることを増やしたい。												
長期目標 (3年を見通 した目標)	身の回りのことをある程度、自分でできるようになる。												

引き継ぎ たいこと 知ってほ しいこと 等	日常生活	<p>着替え・排泄・食事・移動など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3月生まれで偏食もあるせいか、体が小さい。 ・汗をかかないので、熱がこもりやすい。 ・自分から水分摂取をすることがないので、時間を決めて飲ませている。 ・長時間歩くと、抱っこしてほしい。
	言語面	<p>ことばの理解や気持ちの表現、コミュニケーションなど</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「だめ」「いや」などは言える。 ・手を引くことや体を押すことなどで伝えようとする。 ・数人の先生や友だちを見分けるようになった。 ・座る椅子に写真を貼って、見て分かるようにする。
	運動面	<p>歩行や姿勢の保持、動作の模倣、手や指先の動きなど</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体がぐにゃぐにゃして、じっと姿勢を保てない。 ・握ることはできるが、つまむことは苦手。 ・テレビや先生をまねて踊るのが大好き。
	社会性・ 対人関係	<p>遊び、社会のルールを理解、集団生活への参加、行動の見通し、他者への関わりなど</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手を引いてぎっこんぱったんやこちょこちょ遊びを求める。 ・歩くときに手を握ろうとする。 ・集団あそびを一緒にすることは難しく、その場にいられない。 ・特定の友達がいれば、一緒にいることができる。 ・じゃんけんはまだできないが、パーを出して参加しようとする。
	行動の特徴	<p>こだわりや関心のあること、多動性や衝動性、危険の認知など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・けんぱんハーモニカの音がすると耳をふさぐ。大きな音が急に鳴るようなときには、本人に予告をするか、違う場所で待機する。 ・初めての場所や初めて会う人が苦手でその場から離れることが多い。 ・うれしいときや機嫌がいいときは、ぴよんぴよん跳ねたり、体を揺らしたりする。 ・好きな遊びから離れられないときは、「あと3回ね」と指で示すと、比較的切り換えが早くできる。
	好きなこと・ もの	Eテレの番組 車のおもちゃ 白ご飯 水あそび こちょこちょあそび
	きらいなこと・ もの	大きな音や犬 初めての場所 急に体に触られること
その他	地域の小学校に行きたいが、特別支援学校の情報もほしい。見学にも行きたい。	
3年目の 評価	<p>入園当初から比べ、指差しやサインで示して伝わるが増えた。目を合わせて話すとよく伝わり、うなずいたり首を振ったりして意思表示をすることも増えた。着替えはほぼ一人ででき、トイレも時間になったら一人でいけるようになった。</p>	
	評価日(2020年 10月 25日) 記入者(ハーバーランド保育所 ○○ ○○)	

(参考)「サポートブックの作り方・使い方ガイド(幼児・低学年用)」抜粋



サポートブックの 作り方・使い方 ガイド

幼児・低学年用



神戸市



サポートブックについて

●サポートブックって何？

サポートブックは、子どもを預かってもらう場合（保育所・園、幼稚園、学校、学童保育、講演会での託児など）、預かる人（支援者）に知っておいてほしい「子どもの情報」（困ったことが起こった場合の対応方法等）をまとめた冊子です。

サポートブックを支援者に渡すことで、初めての場所や初対面の人とでも、子どもが安心して楽しく過ごすための大きな助けになります。



●作るのは誰？

サポートブックを作成・管理するのは、保護者です。また、預かってもらった支援者からの情報を加えることで、保護者と支援者とのコミュニケーション・ツールとしても役に立ちます。



サポートブックの作り方

●どうやって手に入れればいいのか？

このサポートブックの作り方・使い方ガイドと記載様式は、神戸市発達障害者支援センターのホームページからダウンロードして入手することができます。

<http://www.city.kobe.lg.jp/child/grow/network/siryo.html>

様式

本人ファイル① …… 個人情報に関するファイル

平成 年 月 日 作成

ふりがな	年 齡	性 別
名 前	歳	男・女
	生年月日	
呼 び 名	年 月 日生	

写 真

住 所	
-----	--

電 話	第1順位 氏 名	本人との関係	番号 () -
	第2順位 氏 名	本人との関係	番号 () -
	第3順位 氏 名	本人との関係	番号 () -

園 学 校	園・学校名				
	学 年	年 組	組	担 任	
	住 所			電 話 () -	

様式 本人ファイル② …… すべての場面で必要な基本ファイル

特に配慮のいる状況と、その対応
本人の好きな遊びや得意なこと（屋内 / 屋外 / 注意・配慮点）
本人の嫌いな遊びや苦手なこと（屋内 / 屋外 / 注意・配慮点）
お金の管理
<input type="checkbox"/> お金の意味が分かっている <input type="checkbox"/> お金の意味が分かっていない <input type="checkbox"/> お金の管理ができる <input type="checkbox"/> お金の管理ができない

様式 本人ファイル③ …… 場面に応じて提供するファイル

本人の情報	診断名	
	本人の特徴	

服薬等	服薬	
	持病	
	アレルギー	

診断・検査の記録	機関	実施時期(年齢)	結果内容

療育手帳	無 ・ 有	(A B 1 B 2)
------	-------	---------------

様式

一般様式

支援者：

場 所：

日 付：

< 項 目 >

<本人の状況>

<支援者に伝えたいこと>

様式
編

様式 コミュニケーション (本人→周囲の人)

コミュニケーションについて 本人→周囲の人 (表現手段)

表現手段 複数選択可 (□にチェックをしてください)

言葉で言う 1～2語程度で言う 意味のない声を出す

指差しをする 大人の手や服を引っ張る

カードなどの道具を使う→ (道具の種類：)

その他 { }

<本人独特の表現法>

様式 コミュニケーション（周囲の人→本人）

コミュニケーションについて 周囲の人→本人（伝達手段）

伝達手段 複数選択可（□にチェックをしてください）

話し言葉で理解可 単語程度なら理解可

指差しをする 文字で書く

カードなどの道具を使う→（道具の種類： ）

その他 { }

<大人からの指示>

神戸市療育ネットワーク会議「第 4 回 就学前の発達的气になる子どもの支援体制検討会議」
議事要旨

(日 時) 令和 3 年 3 月 25 日 (木) 15:00~17:00

(場 所) 三宮研修センター 605 会議室

○…委員意見・質問 ●…所管部署等の説明 ※いずれも要約

1. 神戸市の発達的气になる子どもの相談支援体制について

<事務局より資料 1～3 について説明後、質疑応答>

- 資料については、支援者向けを想定して作成している。
- 市民向けでは、専門用語は理解が難しいため、もう少し分かりやすい表現で記載した方が良い。
- 支援ハンドブックを改訂する際には、市民や保護者の方の声を反映させた方が実用的になる。
- 市民向けの案内には、保護者の方が相談しやすい「生活の場」「子育て相談窓口」「身近な相談機関」へ相談すれば、次へつながるといった程度の情報量がよい。一方で、これらの身近な相談の窓口が次の支援機関につながられるように、周知していくことが重要で、2 段階で考えればよい。
- 障害者相談支援センターのコーディネーターとしては、支援者向けの目で見分ける資料はありがたい。分からないことを紹介するのは難しいが、資料から実際に各機関につながっていくことでネットワークも広がり、相談支援者としてのスクリーニング機能も高められる。
- 区役所では、(障害児通所支援) 受給者証の申請は、子どもの窓口ではなく、あんしんすこやか係になる。ワンストップの機関ですべて対応するのは難しいとしても、可能なところから機能を移していけないものか。
- 保健福祉部の中に、健康福祉課とこども家庭支援課があり、障害の窓口は子どもから大人まで健康福祉課あんしんすこやか係で対応、乳幼児健診や発達相談はこども家庭支援課の保健師が対応している。今後も分かりやすい方法を考えていくことは必要であり、参考にさせていただきたい。

2. 就学時のつなぎ・情報連携について

<事務局より資料 4～7 について説明後、質疑応答及び委員による意見交換>

(1) 「神戸市幼稚園インクルーシブ教育推進相談員」(以下、インクルーシブ相談員) について

- インクルーシブ相談員の実績及び保育所や認定こども園への支援について伺いたい。
- 平成 30 年度の実績は、小学校につないだ園児数が 285 名、幼稚園への訪問は 185 件、電話相談は 500 件。28 年度に私立幼稚園から開始し、公立幼稚園も対象にしたところであり、今後どのように対象を広げていくかについては、人員を含めて検討の必要性がある。
- インクルーシブ相談員は、保護者個人から相談に応じるわけではないのか。
- 幼稚園からの相談に応じており、保護者から直接相談を受けていない。
- 学びの支援センターやインクルーシブ相談員は学校や所属機関からの相談となるので、集団の中で気づきにくい配慮の必要な子どもに関して、もう少し柔軟に相談できればよい。

(2) 就学相談について

- 就学先への教育相談については、保護者からの直接の相談でよいのか。
- 小学校における教育相談については、多くの場合は、保護者が一番相談しやすい、在籍している幼稚園や保育所で相談後に小学校への相談を勧められて来られる。保護者の方が、小学校へ相談しにくい場合は、先に幼稚園から連絡をもらう場合もある。
- 就学への準備や情報提供が必要な子どもの保護者が、教育相談の情報を知らない、もしくは意識が向いていない場合は、どのように学校へつながっていくのか。
- 11月の入学前健康診断が、大きな機会となる。子どもと保護者が一緒に学校へ来るので、保護者には就学相談を案内できる。就学相談では、健康相談や給食のアレルギー対応の相談、発達に関する相談をされる。
- すこやか保育から学校への情報提供はどのようになっているのか。
- すこやか保育対象児童の保育所等への巡回指導時に、5歳児の小学校への連携について夏休みを目途に勧めるように保育所等へ伝えている。先生や所長から保護者へ働きかけてもらっている。11月の入学前健診まで、保護者が相談に行きにくい場合は、保育所等から小学校へ連絡をしてもらうよう依頼している。
- 「就学支援ガイド」には支援学級と支援学校についての記載はあるが、通常学級を希望されている子どもへの通級指導教室の案内等はあるのか。
- 通常学級の場合は、小学校での教育相談に含まれる。
- 就学相談は、小学校の校長やコーディネーターの先生に相談することになるが、先生方によって若干考え方が違う。就学相談にあたる先生方に対して予め方針を示しておられるのか。
- 就学相談の内容が多様化しており、基準的な内容を具体的に学校へ示している訳ではない。教育委員会事務局が学校とも相談をしながら、就学相談についての関りを強めていく方向で検討している。
- 神戸市の就学支援委員会の状況について伺いたい。
- 基本的には校内就学支援委員会で検討し決定した内容を市の教育委員会に報告し、神戸市就学指導委員会で確認する。通級指導教室の可否についても校内就学支援委員会で判断する。
- 通級指導教室の判断基準は定まっているのか。
- 明確な基準はないが、通常学級での学習で困り感があれば、校内の支援体制や環境を調整する。それでもうまくいかない場合は、個々の状況により通級指導教室を利用し、その指導内容を校内の学習に活かす流れになる。
- いわゆるグレーゾーンの子どもたちへの早期支援の仕組みが必要である。

(3) 就学時の情報共有について

- 要録は全児童対象となっているが、特別な支援が必要な子どもの状況を記入する部分は多くないように思う。支援の必要な子どもの情報はこの形式であがってくるのか。
- 要録では、支援の必要な子どもの情報は掲載されにくい。発達に課題のある子どもに関しては、個別の教育支援計画「学びの支援ネットワークプラン」や個別の指導計画を活用して、小学校に引き継ぐこともある。
- 毎年3月上旬頃に、小学校の先生が認定こども園に来られ、全員個別に担任から引継ぎしているが、全市的に実施しているのか。また、もう少し早い時期に出来ないのか。時期が早ければ、気になる子どもの配慮について学校も取り組みやすいと思う。
- どの学校でも引継ぎは行われているが、時期はほとんどが2月から3月にかけてである。

- 就学時に、子どものかかりつけ医の意見書等による配慮事項を反映することがあるのか。
- 保護者から情報を得るが、その後に医療的な事項に関して、学校がどこまで関われるかは状況による。
- 医療者側では必要な情報と思っけていても、保護者の承諾を得ない限りは第3者に情報提供できないという、もどかしさを感じる場合もある。保護者の意向に大きな影響を受けることは、非常に良い面とマイナス面がある。どうマイナス面を少なくするかが課題である。
- 子どもに支援が必要な時に、保護者が子育ての力があるかないか、難しい場合は保護者のフォローにより、子どもの支援に大きく影響する。保護者への支援体制も必要である。
- 「サポートブック」は保護者が任意で作成し管理するが、人口が少ない地域では「サポートファイル」として行政が作成し管理している。神戸市は「サポートファイル」があるのか。
- 神戸市では「サポートファイル」はない。
- 発達障害者支援センターでは、「サポートブック」作成についての講習会等も行っているが、預け先への情報共有だけでなく、保護者が子どもの特性をより理解し親子の関わりにつなげるという目的もある。今後は学校への連携にも役立つ仕組みを考えていきたい。
- 児童発達支援事業所から学校への情報の連携についてはどうなっているのか。
- 児童発達支援事業所が就学先への連携をした場合には、関係機関連携加算の算定が可能になるが、把握できているのは事業所全体の1割程度である。
- 所属の児童発達支援事業所では、個別支援計画を全部ファイリングしてサポートファイル形式にして、小学校での配慮事項を記入して保護者に渡している。ほぼ100%の保護者が、コピーを学校に提出している。事業所によって異なるのではなく、基本的には情報提供していく方向に進める方がよい。

(4) 個人情報の取り扱いについて

- 保護者の中には、子どもの情報をきっちり伝えてよいサポートを受けたい方と、学校には支援が必要であることを伝えてほしくない方もいる。情報の共有と個人情報の保護に関してどのように考えるか。
- 幼稚園や保育所等へ巡回指導があった場合、保護者は指導内容を知る機会があるのか。
- すこやか保育巡回の場合、対象児童の保護者には巡回指導について説明している。指導内容は書面ではないが、口頭で担任の先生より保護者へ伝わっている。
- 要録は小学校へは提出できるが、学童や放課後等デイサービス事業者から情報が欲しいといわれても提供する仕組みがない。
- 就学前の所属によって、学校へのつなぎ方や情報提供方法、書式も異なる。また、集めた情報が必ずしも有効に活用されていない場合もある。当事者の方にとっては、情報がどこまで守られるのが重要である。課題はいくつもある。
- 就学時のつなぎ・情報連携については、令和3年度も継続して当会議で協議する。

神戸市療育ネットワーク会議／就学前の発達のご案内になる子どもの支援体制検討会議（概要）

1. 趣 旨

本市では、就学前における障害児等の支援を、各区役所、こども家庭センター、療育センター、保育所・幼稚園等の他、通級指導教室、民間の児童発達支援事業所などが連携して重層的に実施している。一方で、関係機関のそれぞれの役割分担や、障害の早期発見から支援までの流れが市民及び支援者にとってわかりにくくなっていること等が課題となっている。

そこで、就学前の発達のご案内になる子ども（*）の支援にかかる現状の課題の整理やニーズの把握を行うとともに、関係機関及び行政担当者等による意見交換や情報共有を通じて、より良い支援体制について検討し、支援の充実を図るため、検討会議を開催する。

なお、この会議は「神戸市療育ネットワーク会議」開催要綱にもとづく施策検討会議として位置付けるものとする。

*「発達のご案内になる子ども」の考え方

日常生活や集団での活動において個別の発達支援を必要とする子ども（医師の診断の有無や障害者手帳の交付の有無を問わない）とする。

2. 委員（令和3年7月現在）

※五十音順・敬称略

委 員	兵庫教育大学大学院 教授	井澤 信三
	神戸女子大学 教授	植戸 貴子
	神戸大学 名誉教授／神戸市総合療育センター診療担当部長 ※会長	高田 哲
	神戸市私立幼稚園連盟 副理事長	綱本 慎一
	神戸市医師会 理事	浪方 由美
	兵庫県立こども発達支援センター長	野中 路子
	神戸市私立保育園連盟 理事	橋本 大介
	関西学院大学 教授	日浦 直美
	社会福祉法人神戸YMCA 福社会 発達支援事業統括	松田 康之
	兵庫県LD親の会たつの子 副代表	三島 佳世子
神戸市障害者基幹相談支援センター 統括コーディネーター	山下 香	

行政関係者	こども家庭局副局長	八乙女 悦範
	こども家庭局母子保健担当部長	東坂 美穂子
	こども家庭局家庭支援課長	水野 祐司
	こども家庭局医務担当課長	三品 浩基
	こども家庭局総合療育センター相談診療担当課長	西田 いづみ
	こども家庭局指導研修担当課長	福本 由美
	こども家庭局幼保振興課長	小園 大介
	こども家庭局こども家庭センター発達相談・判定指導担当課長	西原 美千代
	福祉局障害者支援課長	奥谷 由貴子
	福祉局発達障害者支援センター長	山本 優理
	教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課長	庄田 拓二
	教育委員会事務局学校教育部こうべ学びの支援センター担当課長	津田 朋厚
	北神区役所保健福祉課長	安田 育代

3. 実施状況

第1回：令和2年 2月13日 第2回：令和2年 7月28日

第3回：令和2年12月17日 第4回：令和3年 3月25日